

平成26年12月8日（月曜日）午後2時06分 開 議

●議事日程第1日 12月8日（月曜日）

第1 開 会

第2 新議員の紹介及び議席の指定

第3 会期の決定

第4 行政報告

第5 議案第8号 平成26年度飯塚地区消防組合補正予算（第1号）

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

第6 議案第9号 飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

第7 議案第10号 飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

第8 認定第1号 平成25年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定

（提案理由の説明、決算審査報告、質疑、討論、採決）

第9 報告第4号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）  
（報告、質疑）

第10 一般質問

第11 署名議員の指名

第12 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時06分 開会

○議長（道祖 満）

△開会

みなさまおつかれさまです。出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

この度本組合議会議員になられました桂川町選出の原中政廣議員、同じく竹本慶吉議員をご紹介しますとともに、原中政廣議員の議席を4番に、竹本慶吉議員の議席を5番に指定いたします。

△会期の決定

続きまして会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、12月8日、一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月8日、一日と決定いたしました。

行政報告に入ります。

組合長の行政報告をお願いいたします。齊藤組合長。

◎組合長（齊藤 守史）

本日、平成26年第3回消防組合議会定例会を招集するに当たり、本年2月定例会以降本日まで事務事業の大要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、特異的な災害について報告いたします。11月10日午前9時20分頃、飯塚市菰田西地内で、プロパンガスによる爆発事故が発生いたしました。

この爆発により建物10棟、12世帯20名及び車両3台が被災し、負傷者につきましては、重症1名、軽症2名となっております。

次に、救急車の寄贈について報告いたします。4月18日に福岡市在住の溝江昭男氏から高規格救急自動車の寄贈がありましたので、飯塚消防署に配置いたしました。車両購入につきましては、救助工作車の購入契約を5月7日に締結し、明年3月中旬に飯塚消防署に納車配置の予定となっております。

また、購入から7年目に実施します飯塚消防署はしご自動車のオーバーホール修繕契約を5月7日に締結し、10月1日に完了いたしております。

次に、救急救命士の養成につきましては、教育研修計画に基づき、国家試験に合格した4名に2か月間の就業前研修を、資格取得後2年ごとの再教育として8名に6日間の病院内研修を、気管挿管認定のため1名に病院実習を実施したほか、東京研修所及び九州研修所で実施される養成課程に各1名を入校させております。このほか、九州研修所で本年度から実施された指導救急救命士養成研修に2名を入校させました。

次に、防火・防災意識の高揚につきましては、幼年消防クラブの健全な育成とクラブ相互間

の親睦を深めるため10月24日、管内28の保育園・幼稚園児1,031名の参加による「第10回幼年消防ふれあい祭り」を開催したほか、11月2日には、飯塚消防署において消防フェスタを開催し300名の地域住民の参加を得て幼児、児童を通じた家庭内の防火意識の普及・啓発を図りました。

また、管内の小学6年生1,500名を対象に、防火ポスターコンクールを実施いたしました。入賞作品は飯塚市枝国「イオン穂波店」に展示し、地域住民に対する防火意識の向上を図るとともに、最優秀作品1点については、防火ポスターを作成し管内事業所に配布いたしました。

次に、住宅等の火災防止につきましては、火災発生時の人的被害を軽減するため、職員延べ322名を動員して、高齢者世帯を重点とした一般住宅の防火査察を3,403件実施し、火気取扱及び住宅用火災警報器の設置指導を行ったほか、火災予防条例の一部改正に伴い、各種催しにおける火気使用器具への消火器の準備、ガソリン携行缶の設置場所、取扱いについて324件の指導を行いました。

次に、研修、訓練等の実施状況につきましては、職員の資質の向上を図るため、消防大学の救助科及び幹部科に各1名、福岡県消防学校の初任教育課程に9名、各種教育課程に9名を入校させたほか、福岡県市町村職員研修所に6名を入所させました。

また、11月22日及び23日に福岡県久留米市で実施された、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練に、指揮隊、救助隊、後方支援隊及び運営要員として15名が参加いたしました。

以上が2月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

これより本消防組合議会に提案申し上げます案件は、平成26年度の補正予算議案1件、条例議案2件、認定1件、報告1件であります。

それぞれの議案は、上程されました都度、担当者をして説明をさせますので、よろしくご審議のうえご議決いただきますようお願いを申し上げます行政報告を終わります。

○議長（道祖 満）

続きまして、議案第8号「平成26年度飯塚地区消防組合補正予算第1号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。長野消防長。

◎消防長（長野 文彦）

議案第8号「平成26年度飯塚地区消防組合補正予算第1号」について、ご説明申し上げます。お手元の平成26年度補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の歳入歳出予算の補正は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億3,577万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、25億7,797万1千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページに記載の「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、補正の主なものについてご説明いたします。5ページをお開き願います。

2. 歳入、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金、8,804万9千円の追加の主な理由といたしましては、当初予算では、平成25年度の地方交付税、消防費単位費用10,800円を基礎に算出した額を計上いたしておりましたが、平成26年度の地方交付税消防費が確定し、単位費用が11,200円に、引き上げられたことによるものでございます。各市、町ごとの補正額の内訳は、右説明欄に記載のとおりでございます。

次に、3(款)財産収入、1(項)財産運用収入、1(目)利子及び配当金525万1千円の追加は、消防賞じゅつ金基金、消防庁舎及び職員公舎建設基金、消防施設整備基金、財政調整基金の預金利子の増を計上いたしたものでございます。その内訳は、右説明欄記載のとおりであります。当初の見込みから、運用利率が上がったことによるものでございます。

次に、3(款)、2(項)財産売払収入、1(目)物品売払収入38万7千円の追加は、不用品売払収入の増によるものでございます。

6ページをお開き願います。4(款)繰入金、1(項)基金繰入金、1(目)消防施設整備基金繰入金67万7千円の減は、消防救急無線、デジタル化整備事業の事業費が確定いたしましたので、その財源として計上いたしておりました、基金繰入金を減額するものでございます。

次に、5(款)繰越金、1(項)、1(目)繰越金1,734万6千円の追加は、平成25年度歳入歳出決算における実質収支額3,469万5千円から、地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入額1,734万8千円を差し引いた残額を計上いたしたものでございます。

次に、6(款)諸収入、2(項)、1(目)雑入9万7千円の追加は、自動車損害保険と火災保険の解約金、及び複写機使用料収入を計上いたしたものでございます。

次に、7(款)国庫支出金、1(項)国庫補助金、1(目)消防費国庫補助金2,532万4千円の追加は、右説明欄記載の緊急消防援助隊設備整備費補助金として、飯塚消防署に配置予定の救助工作車、及び救助用資機材整備について補助の申請が認められたため、新たに計上いたしたものでございます。

続きまして、7ページ、3.歳出についてご説明いたします。

2(款)総務費、1(項)総務管理費、1(目)一般管理費、13(節)委託料74万円の減は、右説明欄記載の庁舎清掃委託料及び情報ネットワーク保守委託料の執行残を計上いたしたものでございます。

次に、25(節)積立金、右説明欄記載の財政調整基金預金利子積立金51万6千円の追加は、歳入でご説明いたしました、同基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次に、3(款)消防費、1(項)消防費、1(目)常備消防費、2(節)給料187万7千円、3(節)職員手当等1,196万3千円、及び4(節)共済費525万4千円の追加の主な理由といたしましては、人事院勧告に基づく、給与の改定によるものでございます。

次に、9(節)旅費10万6千円の減は、右説明欄記載の研修旅費で、職員採用予定者1名が辞退したことにより計上いたしたものでございます。

次に、11(節)需用費、右説明欄記載、光熱水費12万9千円の減は、電力会社を入札で決

定したことにより、契約単価が下がったものでございます。

次に、12(節)役務費、右説明欄記載の、自動車損害保険料9千円の減は、高規格救急自動車の寄贈により、自動車損害保険料が不要になったため計上いたしたものでございます。

次に、13(節)委託料、129万2千円の減及び18(節)備品購入費3万2千円の減は、それぞれ契約後の執行残を計上いたしたものでございます。

次に、19(節)負担金補助及び交付金428万6千円の追加は、右説明欄記載の、退職手当組合負担金及び組織再編に伴う事務費負担金の増と、研修負担金の減との差引きでございます。

8ページをお開き願います。

次に、25(節)積立金、右説明欄記載の消防賞じゅつ金基金預金利子積立金35万3千円の追加は、歳入でご説明いたしました同基金の預金利子を積立てるものでございます。

次に、27(節)公課費、右説明欄記載の、自動車重量税3万2千円の減は、高規格救急自動車の寄贈により、自動車重量税が不要になったため、計上いたしたものでございます。

続きまして、2(目)消防施設費、18(節)備品購入費1,226万2千円の減は、救助工作車1台及び寄贈救急自動車の装備品購入費の執行残を計上いたしたものでございます。

次に、25(節)積立金1億2,680万7千円の追加は、右説明欄記載の、消防庁舎及び職員公舎建設基金積立金と歳入でご説明いたしました同基金の預金利子積立金及び消防施設整備基金預金利子積立金の増によるものでございます。

次に、4(款)公債費、1(項)公債費、2(目)利子67万7千円の減は、消防救急無線、デジタル化整備事業に伴う、起債の償還額が決定したことにより、組合債利子を減額するものでございます。

次に、9ページ以下の給与費明細書の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で、平成26年度飯塚地区消防組合補正予算第1号の概要説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(道祖 満)

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結します。採決いたします。議案第8号「平成26年飯塚地区消防組合補正予算第1号」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(道祖 満)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

次に議案第9号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題

といたします。提案理由の説明を求めます。長野消防長。

◎消防長（長野 文彦）

議案第9号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の給与の改定が行われるので、これを参考にして、本消防組合職員の給与を改定するため、提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。8ページをお開き願います。

まず、第1条関係の改正について、ご説明いたします。第16条の「通勤手当」の改正につきましては、第2項第2号で定める、自動車等を使用した場合の通勤手当について、イからスに掲げる区分ごとに、100円から7,100円までの幅で、改定を行うものでございます。

次に、9ページ第29条「勤勉手当」の改正につきましては、第2項第1号で定める再任用職員以外の職員について、勤勉手当の支給率を「100分の67.5」から「100分の82.5」に引き上げ、同項第2号で、再任用職員について「100分の32.5」から「100分の37.5」に引き上げるものでございます。

次に、附則の経過措置を定めた規定の改正でございます。

附則第7項は、次のページを開いていただきまして、特定職員の、勤勉手当の減額率を「100分の1.0125」から「100分の1.2375」に引き上げ、最低号給に達しない場合の支給率を「100分の67.5」から「100分の82.5」に引き上げるものでございます。

次に、10ページから22ページの別表第1及び別表第2の改正でございますが、国家公務員の俸給表にならない、消防職給料表及び行政職給料表を改めるものでございます。

次に、第2条の改正につきましては、新旧対照表の第2条関係によりご説明いたします。23ページをお開き願います。

第2条の改正は、平成27年4月1日以降の勤勉手当の支給率の引き下げを規定いたしております。まず、第29条第2項第1号で定める再任用職員以外の職員について、勤勉手当の支給率を「100分の82.5」から「100分の75」に引き下げ同項第2号で定める再任用職員について「100分の37.5」から「100分の35」に引き下げるものでございます。

附則第7項の改正は、特定職員の勤勉手当の減額率を「100分の1.2375」から「100分の1.125」に引き下げ、最低号給に達しない場合の支給率を「100分の82.5」から「100分の75」に引き下げるものでございます。次のページをお開き願います。

附則第1項におきまして、この条例は、公布の日から施行することといたしておりますが、ただし書きにおいて、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行することといたしております。

次に、附則第2項におきまして、第1条の改正は、平成26年4月1日から適用することといたしておりますが、ただし書きにおいて、勤勉手当の支給率の引上げの改正規定は、平成26年12月1日から適用することといたしております。

次に、附則第3項におきまして、平成26年4月1日から施行日の前日までの間における異動者等の号給の取り扱いを、附則第4項におきまして、施行日から平成27年3月31日までの間における異動者等の号給の調整を規定いたしております。附則第5項の規定は、給与の内払いの規定でございます。

次に、附則第6項におきまして、条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定めるといたしております。

以上、議案第9号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議案第9号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第10号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。長野消防長。

◎消防長（長野 文彦）

議案第10号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容について、ご説明申し上げます。議案書の25ページをお開き願います。

本案は、平成25年8月に、京都府福知山市で発生した花火大会の火災を踏まえ、多数の者が集まる催しの防火安全対策を図るため、火災予防条例（例）の一部が改正されたことにより、これに準じて関係規定を改正するため、提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。28ページをお開き願います。

今回の改正は、第5章の次に、第5章の2として、屋外催しに係る防火管理の規定を加えるもので、第41条の2で、消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして、消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならないと規定し、同条第2項において、消防長は、指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の、意見を聴かなければならないとするもので、ただし書きにおいて、当該催しを主催する者から、指定の求めがあったときは、この限りでないとしております。また、同条第3項では、

消防長は、指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を、当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならないと規定いたしております。

次に、第41条の3で指定催しを主催する者は、指定を受けたときには、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに、次の各号に掲げる、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならないと規定するもので、第1号で、防火担当者その他火災予防に関する業務の、実施体制の確保に関することを規定いたしております。

29ページの第2号では、対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関することを、第3号では、対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの、及び客席の火災予防上安全な配置に関することを、第4号では対象火気器具等に対する消火準備に関することを、第5号では、火災が発生した場合における消火活動、通報連絡、及び避難誘導に関することを規定いたしております。また、第6号として、その他火災予防上必要な業務に関することを規定いたしております。

次に、同条第2項において、指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに、前項の規定による計画を消防署長に提出しなければならないと規定いたしております。

次に、第48条の改正は、罰則規定に、第4号として、第41条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者を追加するものでございます。

次に、第49条の改正は、「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に改め、「各本条に係る罰金刑」を「同条の刑」に改めて、ただし書を削るものでございます。

次のページをお開き願います。

第48条に第2項として、法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき、法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の、刑事訴訟に関する法律の規定を準用する規定を追加いたしております。

附則におきまして、この条例は、平成27年4月1日から、施行することといたしておりますが、ただし書きにおいて、この条例の施行の日から起算して、14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による、改正後の飯塚地区消防組合火災予防条例第41条の2の指定催しの指定、及び第41条の3の屋外催しに係る防火管理の規定は、適用しないことといたしております。

以上、議案第10号、飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議のうへ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いた



します。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。

議案第10号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、認定第1号「平成25年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。長野消防長。

◎消防長(長野 文彦)

認定第1号「平成25年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」についてご説明いたします。議案書の31ページをお開き願います。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定に付するものでございます。次のページをお開き願います。

歳入歳出決算の状況と施策の成果報告の概要をご説明申し上げます。

はじめに、決算規模でございますが、歳入決算額は、26億1,791万5千円で、歳出決算額は、25億5,906万5千円となっております。

これを前年度の決算額と比較いたしますと、歳入で、3,108万1千円の減、歳出で、5,281万9千円の減となっております。

次に、決算の収支につきましては、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は、5,885万円で、形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源2,415万5千円を差し引いた、実質収支額は、3,469万5千円の黒字となっております。

また、平成25年度の実質収支額から前年度の実質収支額3,711万2千円を差し引いた単年度収支額につきましては、241万7千円の赤字となっております。

次に、歳入の概要でございますが、歳入決算額26億1,791万5千円の主なものは、構成市町から拠出いただきました、分担金及び負担金24億3,785万2千円、構成比93.12%、組合債1億4,160万円、構成比5.41%、繰越金1,855万5千円、構成比0.71%等でございます。

次に、歳出の概要でございますが、歳出決算額は、25億5,906万5千円で、性質別経費の状況につきましては、次ページ、上から4行目をご覧ください。

人件費18億2,875万2千円、構成比71.46%、物件費1億3,865万3千円、構成比5.42%、補助費等1,410万4千円、構成比0.55%、維持補修費171万4千円、構成比0.07%、投資的経費2億2,823万6千円、構成比8.92%及び積立金3億4,757万4千円、構成比13.58%等となっております。

次に、施策の成果についてであります。「5、事務事業の概要」以下に記載いたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、認定第1号「平成25年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」についての説明を終わります。ご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（道祖 満）

次に、認定議案に対する監査委員の決算審査報告をお願いいたします。平山悟監査委員。

○平山 悟議員

決算審査のご報告をいたします。地方自治法第233条第2項の規定に基づき、先に組合長から審査に付されました平成25年度飯塚地区消防組合決算の審査を終了いたしましたので、その結果をご報告いたします。

審査は歳入歳出決算と付属書類の合規性、計数の正確性及び財政収支の状況等について行いましたが、いずれも関係法令に遵守した処理がなされ、平成25年度における決算収支の状況を適正に表示していることが認められました。

次に、決算の概要について申し上げます。歳入総額26億1千791万5千円に対しまして、歳出総額は25億5千906万5千円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は5千885万円となり、形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源2千415万5千円を差し引いた実質収支額は3千469万円の黒字となっております。

また、桂川消防署の高規格救急自動車及び飯塚消防署の女子仮眠室改修工事を現地検分しましたが、施工及び管理状況は良好でありました。以上簡単に申し述べましたが、細部につきましてはお手元の意見書をご覧くださいと思います。

終わりに、国の経済については9月の月例経済報告で、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外経済の下振れなど、我が国の景気を下打ちするリスクに留意する必要があるとされており、景気回復が期待されるものの、なお予断を許さない状況が継続するものと考えられます。一方、地域経済については、8月28日発表の地域経済動向において、九州地域は緩やかな回復基調が続いており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつあるとされているものの、国同様景気下押しのリスクに留意する必要があるとされており、消防組合を構成する各市町においても厳しい財政状況を想定した予算編成をされるなど、消防組合を取り巻く環境においても財政的に厳しい状況が続くものと考えられます。このような状況の中、構成市町からの負担金を主な財源とする消防組合においては、将来にわたって安定した消防行政を運営していくため、昨年策定された飯塚地区消防組合組織再編実施計画に基づき、組織の再編が進められているところであり、さらに昨年11月には飯塚地区消防組合財政健全化実施計画を策定し、財政面においても組織運営の見直しに着手されているところです。この計画を着実に実行し、限られた予算を効率的に運用することで厳しい財政事情に応じた組織運営を実現し、より一層安心安全な地域社会を確立できるよう関係者の

一層の努力を望むものであります。以上です。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明及び監査委員の決算審査報告が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。

認定第1号「平成25年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」は、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり認定されました。

次に、報告第4号専決処分の報告「交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」を議題といたします。

報告事項について説明を求めます。鬼丸総務課長。

◎総務課長（鬼丸 徳寿）

報告第4号「交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」について、ご報告申し上げます。議案書の52ページをお開き願います。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により交通事故に係る損害賠償の額（示談の内容を含む）を定めることについて平成26年6月9日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の概要につきましては、2事故の概要及び53ページの図に記載のとおり、平成26年4月21日午後2時28分頃に総務課職員が、総務課広報車を飯塚市役所駐車場に後進して駐車しようとしたところ、自車の右側後方バンパーが車両右側に駐車していた乗用車の左側後輪付近に接触し、左側後輪のフェンダー部分を破損させたものでございます。

事故の原因は、車両を駐車しようとした時に、左側バックミラーに注視していたため、右側後方を見落としたことが原因であります。

過失割合は、消防組合が100%、相手方は0%とし、消防組合が相手方に13万996円を賠償金として支払うものでございます。詳細につきましては、53ページ、6の損害額及び賠償負担額（区分）の表に記載のとおりでございます。

なお、消防組合が負担する損害賠償額13万996円は、公益社団法人全国市有物件災害共済会より支払われます。

このような事故をおこしたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

今後は、同種事故の再発防止のため指導の徹底を図って参る所存でございます。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（道祖 満）

報告事項に対する説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。本案は、報告事項でありますので、ご了承を願います。

暫時休憩いたします。というのは、先ほど地震があったようですからその内容について情報があるならば報告をお願いいたします。

○消防長（長野 文彦）

先ほど14時37分、福岡県西方沖を震源とするマグニチュード4.0の地震が発生いたしております。各地の震度に関しましては、福岡市で震度2、飯塚市、嘉麻市、桂川町でそれぞれ震度1となっております。以上でございます。震源地は福岡県北西沖でございました。

○議長（道祖 満）

消防組合議会を再開いたします。

次に一般質問ですが一般質問の通告はあっておりませんので、一般質問を終結いたします。

署名議員を指名いたします。

7番田淵千恵子議員、15番吉田健一議員。

以上をもちまして、議事日程の全てを終了いたしましたので、平成26年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後14時52分 閉会

●出席議員

( 出席議員 19名 )

1 番	道 祖 満	1 2 番	森 山 元 昭
2 番	田 中 日 本 明	1 3 番	平 山 悟
3 番	田 中 秀 哲	1 4 番	上 野 伸 五
4 番	原 中 政 廣	1 5 番	吉 田 健 一
5 番	竹 本 慶 吉	1 6 番	八 兎 雄 二
7 番	田 淵 千 恵 子	1 7 番	松 延 隆 俊
8 番	白 石 二 郎	1 8 番	坂 平 末 雄
9 番	宮 原 由 光	1 9 番	中 村 春 夫
1 0 番	山 倉 敏 明	2 0 番	坂 口 政 義
1 1 番	秀 村 長 利		

( 欠席議員 1名 )

6 番 森 裕 治

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	笹 尾 清 隆	議会事務局書記	和 多 良
〃	佐 藤 康 道	〃	沖 俊 二
〃	吉 田 達 郎		

●説明のため出席した者

組合長	齊 藤 守 史
副組合長	赤 間 幸 弘
副組合長	井 上 利 一
会計管理者	戸 畑 廣 喜
消防長	長 野 文 彦
総務課長	鬼 丸 徳 寿
予防課長	吉 野 雅 博
警防課長	高 山 生 爾
飯塚消防署長	池 田 政 治
飯塚署副署長	大 谷 繁 憲
山田消防署長	井 原 眞 次
桂川消防署長	大 塚 正 道
総務課企画財政係長	篠 崎 太 望
総務課会計係長	梶 嶋 博 徳